

御嵩町 町長・町議会議員 ご説明

美佐野地区における建設発生土の  
搬入について

令和元年8月30日

# 発生土置き場(遮水型)の対策検討の進め方

## ○環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成18年岐阜県条例第47号)第8条第1項ただし書に基づいて環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行う際に、生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認める措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(国等の協議)

第3条 国若しくは地方公共団体が規則第4条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うとき又は公共的団体等が条例第8条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うため知事の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項について記載された協議書を提出し、知事に協議するものとする。

一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(中略)

九 その他知事が求める事項 • ----- 学識経験者の意見

調査・対策検討

現地状況を調査した上で、対策を検討します。

有識者委員会への  
意見聴取

有識者による委員会を設立し、検討した対策について審議していただきます。

岐阜県との協議

有識者の意見を踏まえた対策方法について、岐阜県環境部局と協議します。

対策工法の実施

岐阜県環境部局に認可を頂いた対策工法を実施します。